

尼崎市保育業務支援システム導入等業務
公募型プロポーザル募集要項

本要項は、尼崎市保育業務支援システムを導入するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力及び実績を持った事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

尼崎市保育業務支援システム導入等業務（以下「本事業」という。）

(2) 業務の目的

保育現場を取り巻く環境が年々大きく変化する中、支援を必要とする児童の受入れが増加するとともに、家庭環境の問題などから、児童だけでなく保護者も一体的に支援する必要がある家庭も増加するなど、多様なニーズへの対応に伴い、保育現場の業務量は増加している。

一方で人員は限られており、保育現場における一層の効率的かつ効果的な運用が求められている状況を踏まえ、保育業務支援システム（以下「本システム」という。）の導入により、職員の事務作業を省力化させ、児童に向き合う時間を増やすとともに、保護者とのコミュニケーションの円滑化に繋げ、さらなる保育の質の向上及び業務改善につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「尼崎市保育業務支援システム導入等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間等

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

※ 本システムの運用開始は、令和9年（2027年）1月を予定とする。また、運用開始日については協議の上、決定する。

※ 本システムの契約を締結した事業者とは、契約の履行状況が良好であると市長が認め、かつ、本事業に係る関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の額の範囲内において、令和13年（2031年）12月31日までの間、公募型プロポーザルは行わず、単年度ごとの随意契約による更新を可能とする。

※ 詳細な契約期間等については、仕様書1(4)を参照すること。

※ なお、次屋保育所の建替えが令和12年（2030年）以降、杭瀬保育所・南杭瀬保育所の統合による建替えが令和12年度（2030年度）以降、武庫南保育所・戸ノ内保育所の建替え（いずれも時期未定）、今北保育所・水堂保育所・西長洲保育所の民間移管（いずれも時期未定）がそれぞれ予定されている。

(5) 提案上限金額

1, 892, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額には、本システムの導入（操作研修を含む。）に係る経費と、契約期間中の本

システムの利用（保守管理を含む。）に係る経費を含むものとし、提案に当たっては、各経費区分や月額費用及びその積算の詳細が分かるように示すこと。

※ 見積金額が提案上限金額を超える場合は、失格とする。

※ 見積金額には機能要件書（別紙１）に掲げる項目の経費をすべて含むこと。また、仕様書及び機能要件書に掲げる項目への対応に係る追加費用並びに独自提案に係る追加費用についても、追加費用と明記した上で見積金額に含むこと。

※ 見積金額には令和８年度（２０２６年度）における上記の金額に加え、契約更新を行う可能性のある令和１３年（２０３１年）１２月までの各年度の見積金額についても、別途、上記内容に準じて年度ごとに示すこと。なお、上記(4)において記載した保育所の建替えや統合、民間移管の時期が明確に定まっていないことから、これについては考慮せず、１５所での利用を前提に見積金額の積算を行うこと。

※ 令和９年度（２０２７年度）以降の年間費用については、導入初年度（令和８年度（２０２６年度））における初期費用を除いた年間費用を基準として、増額となる場合はその理由及び根拠を明示すること。

(6) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

(7) 支払条件

本システムの導入（操作研修を含む。）に係る経費は、業務完了後、適法な請求を受けた日から３０日以内一括で支払うものとする。

契約期間中の本システムの利用（保守管理を含む。）に係る経費は、月末締として、適法な請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。ただし、本市と協議の上、市長が適当と認める場合は、四半期や半年等の複数の月分をまとめて請求することも可能とする。

※ 詳細な支払条件については、仕様書１(5)を参照すること。

(8) 選定スケジュール

ア 公募開始	令和８年（２０２６年）７月 ３日（金）
イ 参加表明書の提出期限	令和８年（２０２６年）７月１４日（火）午後５時
ウ 質問書の提出期限	令和８年（２０２６年）７月１４日（火）午後５時
エ 質問書への回答	令和８年（２０２６年）７月２１日（火）（予定）
オ 企画提案書等の提出期限	令和８年（２０２６年）７月３１日（金）午後５時
カ ヒアリングの実施	令和８年（２０２６年）８月２０日（木）（予定）
キ 選考結果の通知	令和８年（２０２６年）８月下旬頃（予定）
ク 契約手続き	令和８年（２０２６年）９月上旬以降（予定）

2 参加資格

本事業の実施に必要な能力を有する者で、企画提案書等提出日現在で、次に掲げるすべての要件を満たすものを対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の各号に該当する者でないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者でないこと。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団若しくは指定暴力団でないこと又は代表者がそれらの構成員でないこと。
また、代表者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第7項に基づく暴力団密接関係者でないこと。
- (6) システム提供事業者が、ISO/IEC27001:2013（ISMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていること。
- (7) 過去5年以内に本市の公立保育所と同規模以上（15施設以上）の公立の保育・教育施設を有する自治体で、本事業と同様の業務において複数回以上の導入及び運用された実績があり、現在も継続して利用されているシステムが提案できること。
なお、導入及び運用実績は、保育業務を総合的に支援するシステム（同一のシステム内で児童情報や職員情報の管理、登降所管理、お知らせ配信、保育ドキュメンテーション及び各種日誌・記録の作成等の保育業務を支援するためのシステム）の実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステムのみ等）の実績は含めないこと。また、無償提供や実証実験による導入も実績には含めないこと。
- (8) 本事業において、導入支援及び運用開始後の一定のサポート体制を有すること。

3 参加表明書の提出

尼崎市保育業務支援システム導入等業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加を希望する者は、次の提出書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 会社概要及び業務実績書（様式2）
 - ※ 様式2内の記載事項が含まれた会社パンフレットの提出でも差し支えない。
 - ※ ISO/IEC27001:2013（ISMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けた登録書など、その内容が分かるものの写しを添付すること。
- (2) 提出期限
令和8年（2026年）7月14日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参、郵送又は電子メールによること。
なお、持参による提出の場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から正午及び午後1

時から午後5時までを受付時間とする。

また、郵送又は電子メールでの提出の場合は、必ず期限までに本市に到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営支援課（中館2階） 担当：山口

TEL：06-6489-6372

E-mail：ama-hoiku-unei@city.amagasaki.hyogo.jp

(5) 参加表明後の辞退

「参加表明書」（様式1）提出後に辞退する場合は、「参加辞退書」（様式3）を本市に提出すること。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

「質問票」（様式4）に質問事項を記入の上、電子メールにより提出すること。また、電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

※ 参加表明書（様式1）提出済の事業者のみ質問を受け付ける。

※ 電話による問い合わせ等、質問票以外の質問は受け付けない。

※ 質問事項の記入に当たっては、募集要項又は仕様書等の該当箇所が分かるようにすること。

※ 質問の趣旨について、本市担当者から質問者へ問い合わせをすることがある。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）7月14日（火）午後5時まで（必着）

(3) 質問票送付先

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 保育運営支援課（中館2階） 担当：山口

TEL：06-6489-6372

E-mail：ama-hoiku-unei@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 回答方法

令和8年（2026年）7月21日（火）（予定）までに、参加表明書を提出済の全事業者に対して、電子メールで回答する。

(5) 留意事項

本プロポーザルは、参加要件を満たし、参加を希望する事業者の提案の中から、本市の目的に最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定するものである。そのため、質問者自身の参加可否の判断を行うための質問や、実現可否の判断を行うための質問とすること。

なお、本市が求める要件以上の回答を誘導するような質問や、他の事業者の参加を著しく阻むと判断された質問については回答しない場合があるので注意すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式5）
- イ 機能要件書（別紙1）
- ウ 見積書（内訳書を含む。）
- エ その他資料（パンフレット等）

(2) 提出書類の詳細

ア 企画提案書（様式5）について

- ※ 原則 A4横とし、表紙、目次を除いて片面換算60ページ以内で作成すること。
- ※ 評価基準書（別紙2）に記載の内容に従い、提案内容を記載すること。
- ※ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

イ 機能要件書（別紙1）について

- ※ 機能要件書に記載の内容に従い、各要件への対応可否等を記入の上、提出すること。
- ※ 本市が「必須機能」として指定した項目は、原則としてすべて対応できること。
- ※ カスタマイズ及び代替案を提案する場合は、対応に係る追加費用や対応内容を事業者回答欄に記載すること。
- ※ 追加費用については、追加費用と明記した上で、見積金額に含めて提案すること。

ウ 見積書（内訳書を含む。）について

- ※ 様式は自由とし、金額は円単位で、消費税及び地方消費税を除いた価格と消費税及び地方消費税を含んだ価格の両方を記載すること。
- ※ 見積金額は消費税及び地方消費税を含めて、提案上限額の範囲内とすること。
- ※ 本システムの導入（操作研修を含む。）に係る経費と、契約期間中の本システムの利用（保守管理を含む。）に係る経費及び契約期間における総額が分かるように記載すること。
- ※ 機能要件書（別紙1）に掲げる項目の経費はすべて見積額に含むこと。また、機能要件書に掲げる項目への対応に係る追加費用及び独自提案に係る追加費用についても、追加費用と明記した上で見積金額に含むこと。
- ※ 見積金額には令和8年度（2026年度）における上記の金額に加え、年度単位での契約の更新を行う可能性がある令和13年（2031年）12月までの各年度の見積金額もついても、別途、上記に準じて年度ごとに示すこと。
- ※ 見積金額の訂正は不可とする。

(3) 提出部数

- ア 企画提案書等提出書類 正本1部、副本7部
- イ 企画提案書等電子媒体（CD-R） 1部（PDF ファイルにすること）
- ウ 見積書（内訳書を含む。） 正本1部

(4) 提出期限及び提出方法

令和8年（2026年）7月31日（金）午後5時まで（必着）

持参又は郵送によること。

なお、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午及び

午後1時から午後5時までを受付時間とする。

また、郵送の場合は、必ず期限までに本市に到着確認を行うこと。

(5) 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営支援課（中館2階） 担当：山口

TEL：06-6489-6372

6 選定方法

(1) 基本的な考え方

公募型プロポーザル方式による選定とし、「尼崎市保育業務支援システム導入等業務事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、提案内容について審査し、提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として決定する。また、あわせて、次点交渉権者も決定する。選定された優先交渉権者は、本市と詳細を調整の上、契約手続きを経た後、受託者となる。

また、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、優先交渉権者として選定しない。

なお、選定会議の構成員及び会議は非公開とし、審査内容及び評価に関する個別の問い合わせには応じない。

(2) 評価の方法

評価基準書（別紙2）に基づき、企画提案書等及びヒアリングにおける提案内容を踏まえて総合的に評価採点し、優先交渉権者を選定する。なお、提案者が1者であっても、提案内容を評価採点し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。また、提出されたすべての提案が本市の定める基準を満たさないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

(3) ヒアリング

企画提案書等を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。なお、ヒアリングは非公開とし、会場及び実施時間等は別途連絡する。

ア 実施日 令和8年（2026年）8月20日（木）（予定）

イ 出席者 3名以内とし、発言者及び質疑に応答する者は、本事業に実際に携わる担当者
とすること。

ウ 時間 50分程度

- ・プレゼンテーション（システムのデモンストレーションを含む。） 40分程度
- ・質疑応答 10分程度

エ 内容

- ・企画提案書等の内容説明、システムのデモンストレーション及び質疑応答
- ・デモンストレーションでは、システム概要（画面構成などの説明）、各機能（保護者との連絡機能＜お知らせ配信、欠席遅刻連絡等＞、登降所管理機能、指導案作成機能及び保育ドキュメンテーション＜保育記録＞）の操作を行うこと。

- ・その他、本事業の目的に照らした提案を行うこと。
- ・タブレットと PC で利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。
- ・ヒアリングに必要な機材及びネットワークは提案者において準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター及び電源は市において準備する。

(4) 選定結果の通知

評価終了後、評価結果を各提案者に文書にて通知するとともに、市ホームページで公開する。なお、評価結果に関する質問は受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

選定した優先交渉権者と、仕様の詳細を協議のうえ、契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

7 契約に関する事項

(1) 仕様等

企画提案書等に記載され、選定で評価された項目については、原則として契約時の仕様には反映する。ただし、契約締結段階において、優先交渉権者との協議により、必要に応じて項目の変更を行うことがある。

(2) 契約金額

見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約保証金

本事業の受託者は、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行う。（受託者が同規則第32条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合を除く。）

8 その他留意事項

- (1) 参加を希望する事業者は、参加表明書の提出をもって、本要項のほか、本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）に基づき取り扱うこととする。
- (6) 企画提案書等に記載された内容は、特段の記載がない限り、受注後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (8) 本提案に関する費用は、提案を行う事業者の負担とする。

- (9) 評価結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (10) 企画提案書等の作成過程等において入手した本市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい及び不正使用がないようにすること。
- (11) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ア 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - イ 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
 - ウ 企画提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの。
 - エ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
 - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

以 上